

岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金の募集【入居事業】

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの急速な普及により、今後は、人口が集中する都市部のオフィスから、感染リスクも低く居住環境も優れた地方のオフィスへと分散が進むことが期待されることから、県内へのサテライトオフィスの入居に係る経費を支援します。

- 募集期間 令和2年7月31日（金）～令和3年1月29日（金）（必着）
※期間内であっても、予算がなくなり次第終了となります。
- 補助対象者 県外に本社がある法人（個人事業主を除く）
※営業・物流を中心とした事務所並びに小売・飲食等接客サービス目的の店舗は対象外になります。
- 補助対象期間 令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）まで
※上記期間内に契約を締結及び支払いが完了したものに限りです。
※ただし交付申請時にサテライトオフィスに入居していることが必要です。

<開設事業（開設費支援）>

- 補助対象経費 県内に新たに賃借してサテライトオフィスを開設する場合に要する以下の経費
 - ・建物改修費（内装工事、OAフロア化等）
 - ・設備運搬費（事務機器等の移設等）
 - ・設備導入費（通信回線設備、セキュリティ設備、トイレ等衛生設備、備品（単価10万円以上に限る）等）
- [補助対象外経費] 設計監理費、外構工事費、消費税等の租税公課、パソコン・タブレット・スマートフォン等の容易に持ち運びできる備品購入費・リース料
- 補助率 3/4以内
- 補助限度額 2千万円
- 留意事項
 - ・交付申請を希望する場合は、事前に企業誘致課にご相談ください。
 - ・令和2年4月1日以後に発注（契約締結）した工事等が補助対象となります。
 - ・令和3年2月28日までに完成及び支払いが完了する事業に限りです。
 - ・県のその他補助金と重複する経費への補助はできません。
 - ・当該補助金を申請する場合は、1年以上サテライトオフィスを開設する予定の事業である必要があります。
 - ・補助対象の建物や設備を、償却資産の耐用年数の期間内に財産処分（補助金の交付の目的

に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄すること）を行った場合は、補助金の返還が生じる場合があります。

- ・補助金交付後から2年間は、事業報告書の提出が必要となります。

■提出書類

- 岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書（第1号様式）
 - 経費所要額内訳書（別紙1）
 - 事業計画書（別紙2（開設事業の場合））
 - 添付書類
 - ・直近2年間の決算書の写し
 - ・定款
 - ・見積書の写し等（積算根拠を確認できるもの）
 - ・周辺の見取図、建物の配置図及び平面図
- ※建物改修の場合、施工前の写真

<管理事業（入居費支援）>

■補助対象経費

県内のサテライトオフィスに新たに入居する場合に要する以下の経費

- ・賃借料（共益費を含む。）
- ・通信回線使用料（固定した設備に係る回線の使用に限る。）
- ・設備リース料（パソコン、コピー機などの事務機器）

※令和3年2月までに係る経費に限ります。（令和3年3月以降は補助対象外）

[補助対象外経費]

消費税等の租税公課、敷金、権利金、駐車場料金、タブレット・スマートフォン等の通信料及びリース料

■補助率

10/10以内

■補助限度額

50万円/月

■留意事項

- ・交付申請を希望する場合は、事前に企業誘致課にご相談ください。
- ・令和2年4月1日以後に契約を締結した経費が補助対象となります。
- ・令和3年2月28日までに支払いが完了する経費に限ります。
- ・県のその他補助金と重複する経費への補助はできません。
- ・当該補助金の交付を受ける場合は、1ヶ月以上の入居期間がある場合に限ります。

■提出書類

- 岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書（第1号様式）
- 経費所要額内訳書（別紙1）
- 事業計画書（別紙2（管理事業の場合））
- 添付書類
 - ・直近2年間の決算書の写し

- ・定款
- ・見積書の写し等（積算根拠を確認できるもの）
- ・周辺の見取図、建物の配置図及び平面図

■提出先及びお問合せ先

申請様式については県ホームページからダウンロードの上、申請書を作成いただき、必要書類を添付の上、以下まで郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録等）にてお送りいただきますようお願いいたします。

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/kigyo-yuchi/11342/satellite_office.html

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1 10階

電話：058-272-8370 FAX：058-278-2659